

人民武装・徴兵制・兵役義務と19世紀 ドイツの軍制

—— 概念史的考察 ——

丸 嶋 宏 太

1. はじめに

イギリスの歴史家エリック・ホブズボームの言う「長い19世紀」は、ヨーロッパ史を軍事の視角から俯瞰した場合、とりわけ妥当性のある時代区分であるように思われる。

その出発点に位置するのは、フランス革命に端を発するいわゆる革命戦争とそれに引き続くナポレオン戦争である。『戦争論』の著者として有名なプロイセン軍将校カール・フォン・クラウゼヴィッツは、1793年のフランスにおける国民動員をひとつの時代の画期にとらえ、この年に「人々の夢想だにできなかった大戦闘力が出現した」ことにより、「全国民が〔戦争の〕勝敗の帰趨を決定する」時代に入ったことを指摘した¹。ここに国民全体が戦争にかかわる国民戦争Volkskriegの時代がはじまった、というわけである。ことドイツに着目するならば、エポック・メーカーとなるのは、プロイセンであれば、やはり1806年の対ナポレオン敗北にはじまる軍制改革と国民的基盤に立った軍隊の再編であろう²。また、ライン連盟のもとに再編された諸国でも、フランス流の徴兵システム導入は、プロイセンほどには注目されていないが、軍事史上それまでの時代とは一線を画した新たな出発点として明記されるべきである³。

もとより、動乱期に姿をあらわした新しい制度や戦争のあり方は、解放戦争後（1814年）に一般兵役義務が平時も含む正式の制度として定着したプロイセンにおいてですら、すぐに社会に受容されたわけではなく、その定着には長い年月を要した。ウーテ・フレーフェルトは、この国民皆兵原理が定着するまでの過程が「内からの国民形成」の時期であり、その真価が発揮されたのが1860年代中葉からはじまる一連のドイツ統一戦争であったとしている⁴。また、ヨー

¹ カール・フォン・クラウゼヴィッツ、清水多吉訳『戦争論』中央公論新社、2001年、下巻、498頁。

² プロイセンの軍制改革については、以下の諸論を参照せよ。丸嶋宏太「プロイセン軍制改革と国軍形成への道 ― 一般兵役制と民兵制導入の諸前提をめぐって」『法学論叢（京都大学）』（1）第121巻第5号、1987年、32-55頁；（2）第123巻第1号、1988年、86-115頁。棚橋信明「プロイセン改革期における国民軍形成の問題 ― 身分制的編成の克服と市民層の編入」『史学雑誌』第100巻第4号、1991年、33-54頁。鈴木直志「プロイセン軍制改革―概観と展望」清水多吉・石津朋之編『クラウゼヴィッツと「戦争論」』彩流社、2008年、169-192頁。

³ ナポレオン庇護下のライン連盟諸国における軍隊再編とその歴史的意義については、以下を参照せよ。丸嶋宏太「ドイツ陸軍―ドイツにおける「武装せる国民」の形成」三宅正樹・石津朋之・新谷卓・中島浩貴編著『ドイツ史と戦争―「軍事史」と「戦争史」』彩流社、2011年、212-216頁。Ute Planert, "Militär, Krieg und zivile Gesellschaft. Rekrutierungsverweigerung im Süden des Alten Reiches", in: dies.(Hrsg.), *Krieg und Umbruch in Mitteleuropa um 1800. Erfahrungsgeschichte(n) auf dem Weg in eine neue Zeit*, Paderborn 2009, S.111-135.

⁴ Ute Frevert, "Das jakobinische Modell. Allgemeine Wehrpflicht und Nationsbildung in Preußen - Deutschland", in: dies.(Hrsg.), *Militär und Gesellschaft im 19. und 20. Jahrhundert*, Stuttgart 1997, S.17-47.

ロッパ全体に視野を広げてみれば、一般兵役義務に立脚した軍制が本格的に受容されるのは意外と遅く、ドイツも含めて兵役義務が国民各層の日常生活にまで浸透し、人々の心情・価値観レベルでも定着するに至ったのは、むしろドイツ統一戦争の衝撃を経てからのことであった。

こうしたプロセスのひとつの到達点が、第一次世界大戦の勃発に伴う総動員体制である。開戦の報に熱狂して軍隊に志願し戦争に赴く各国の若者の姿は、そのおよそ100年前に成立した国民皆兵原則が全面的に開花したことのあらわれと見ることができよう。

さて、ここで本稿の課題を設定しよう。本稿は、フランス革命にはじまる動乱の時代に産声をあげた新しい軍制や兵役システム、軍隊観・戦争観などが以後の軍制の基礎をなすとの認識に立ち、1820年前後から1900年前後までを対象に、おもに当時のドイツで出版された事典類と市民的世論の担い手たちの軍事にかんする著作を手掛かりとして、軍事にかかわる重要概念が同時代人にどう理解されたかを辿ることにより、市民社会から見た19世紀におけるドイツの軍隊ないし軍隊と社会のありかたとその変容の一端を明らかにすることを目指す⁵。

注目する概念の中心は人民武装である。人民武装はクラウゼヴィッツにとって国民戦争を担う新たな軍事力であったが、そこに秘められたとてつもない諸力は、「敵に対して危険であるばかりでなく、国内の社会秩序をも危うくする」恐れがあり⁶、国家権力にとって人民武装はまさに諸刃の剣であった。そこで、ナポレオン戦争後に国家と市民社会の緊張・軋轢が高まると、人民武装のあり方は軍事力と国家秩序の双方にかかわる問題として、しばしば論壇を賑わすこととなった。つまり人民武装の概念には、19世紀における軍隊・国家権力と市民社会の関係のあり方の変遷がよく反映されているのである⁷。

ところで人民武装は、その本来の理念においては、常備軍とは別個の市民的自律性に立脚した軍事組織を前提としていた。そこで本稿では、革命期のフランスでもてはやされた国民衛兵 Nationalgarde、ドイツにおけるこれと類似の組織である市民衛兵 Bürgergarde、市民防衛隊 Bürgerwehr、地域衛兵 Kommunalgarde、さらにはプロイセンで確立した国土防衛軍 Landwehr などの、民兵 Miliz 的軍事組織の概念にも着目する。

以上との関連でもうひとつ着目する概念は、徴兵制 *Konskription* と（一般）兵役義務

⁵ ここで、訳語について少し注意を促しておく。Volk は時代・状況に応じて「人民」「民衆」「国民」「民族」などのヴァリエーションが考えられるが、本稿ではいくつかの例外を除いて「人民」で統一した。また、*Konskription*（伝統的書式では英語と同じく *Conscription*）は、後述するように、ドイツでは歴史的に類語である *Wehrpflicht* と少しニュアンスが異なるので、違いを際立たせるために前者を「徴兵制」、後者を「兵役義務」と訳した。これらの訳語については、つぎの文献も参照のこと。ラルフ・プレーヴェ著、阪口修平・丸島宏太・鈴木直志訳『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』創元社、2010年、187-189頁。それ以外の用語については、必要に応じて初出の際に原語を書き添えておく。

⁶ クラウゼヴィッツ『戦争論』下、280頁。

⁷ 事典類にあらわれた人民武装の概念とその変遷については、プレーヴェが自著の中で1848年革命期までの範囲で簡単に扱っている (Ralf Pröve, *Stadtgemeindlicher Republikanismus und die "Macht des Volkes". Civile Ordnungsformationen und kommunale Leitbilder politischer Partizipation in den deutschen Staaten vom Ende des 18. bis zur Mitte des 19. Jahrhunderts*, Göttingen 2000, S.179-182)。本稿ではプレーヴェの分析の成果を取り入れつつも、より多くの事典を紐解き、扱う時代の幅も広げ、さらにプレーヴェがまったく着目していない徴兵制、兵役義務の概念にも触れた。

(allgemeine) Wehrpflicht である。後述するように、徴兵制は決して新しい概念ではなく、その源流は古代ギリシア、ローマにまで遡る。この概念は1800年前後の動乱期に新たな装いで登場するが、その後は、やはり市民的世論の軍隊観や国家と市民社会のあり方を反映して、その理解に変化が見られる。また、兵役義務は徴兵制の発展形態との理解が一般的であったが、人民武装とも緊密に結びついた概念であったがゆえに、徴兵制とは若干ニュアンスを異にしていたのである。

2. 初期自由主義者と軍隊 — 1820年代までの軍隊を巡る議論

a. カール・フォン・ロテックの常備軍批判

国土防衛をはじめとする軍事問題はすでに18世紀後半、すなわち後期啓蒙期から政治的公論の場で議論の対象となっていたが⁸、それが本格的な議論の俎上に上るようになったのは、解放戦争以降のことである。そこで、19世紀前半期における軍事的なものの概念を考察する第一歩として、まず当時の自由主義運動の代表的指導者であったカール・フォン・ロテックの言説に注目してみよう。西南ドイツのバーデン大公国の大学教授で、邦議会議員でもあったロテックは、1816年に『常備軍と国民民兵について』⁹と題する著書を公にし、自由主義左派の立場から常備軍批判を核に据えた軍事論を展開した。

ロテックの見るところ、常備軍は歴代君主の恣意的な権力欲の追求に大いに貢献する存在であった。その結果、武器を持たない民衆はその圧倒的な力に服し、なすすべもなく君主の恣意的支配に身を委ねてきたが、その弊害はとてつもなく肥大し、何らかの策を打たないでは済まないほどとなった。打開策は、ひとつは啓蒙的公論に政府が耳を傾けることであり、もうひとつは破滅の危険を伴う革命的変革であった。多くの人々は前者を期待したにもかかわらず、結局ヨーロッパは革命という不吉に見舞われることとなった。君主同盟に対して自由を擁護しさらに革命の嵐から友愛的秩序を守るために、投入すべき軍隊の規模がますます大きくなる中、ついには国民そのものが戦争に送られるというところまで至った。ここで先鞭をつけたのはフランスで、国民軍隊は革命の勝利に決定的役割を果たし、旧来の軍制にこだわり続けた諸国はすべて手ひどい損害を被ったのである¹⁰。

ここにナポレオンが登場する。ロテックはナポレオンを専制君主とし、その軍隊のあり方から同時代の常備軍の問題点をえぐり出す。

「フランスでは旧来の国制が崩壊した瓦礫の上に、法秩序なき自由の当然の帰結として、専制君主 [= ナポレオン] が君臨することとなった。彼は武装した人民の力を恐れていた。さらにフランス以外の諸国でも、国民の力への恐怖の念 (…) のほうが敵国の暴力へのそれを

⁸ Ralf Pröve, *Stadtgemeindlicher Republikanismus*, S.121ff.

⁹ Carl von Rotteck, "Über stehende Heere und Nationalmiliz", in: ders., *Sammlung kleiner Schriften*. Bd.2, Stuttgart 1829 (Originalausgabe, 1816), S.156-239.

¹⁰ Rotteck, "Über stehende Heere", S.186f.

凌駕するようになると、純粋な国民武装 *Nationalbewaffnung* 体制は受容しがたいものとして拒絶された。かの〔人民〕武装が孕む危険を中和する手段は、〔ナポレオンによる〕専制という悪霊によって覆い隠されたが、それにもかかわらず、国民全体の力は戦争に役立つものとされた。そこでナポレオンが案出したのがおぞましき徴兵制であった。徴兵制は(…)〔国民からなる〕この大規模な戦闘集団に兵隊根性を身につけさせるだけで、決して国民精神を植え付けはしないであろう。』¹¹

このようにロテックは、仮に国民全体からなる軍隊であっても、それが常備軍である限り所詮それは専制の道具に過ぎず、そのような軍隊を生み出す元凶が徴兵制であると断言する。そして、専制君主の軍隊であるナポレオン軍が最後にはドイツ諸国の国民蜂起によって打ち破られる経緯を、兵隊根性と国民精神を対比させながらつぎのように描く。

「(…) フランスの全武装集団は兵隊根性に染まっているだけで、国民精神などもっていない。(…) この軍団には、戦闘的国民の活力も無尽蔵の力の源泉もないため(…) 彼らに抗して蜂起した諸国民に攻撃されただけでひとたまりもなかった。(…) そして今度は、ドイツ人が国民戦士として蜂起した。これは確かに各邦君主の呼びかけによるものだが、ドイツ人自身の心情と意志に基づくところが大きく、各邦君主の意志に彼らが進んで応じた結果であった(…)。」¹²

ロテックは1813年にはじまった対ナポレオン解放戦争を、兵隊根性の軍隊＝常備軍に対する国民意識の軍隊＝国民軍隊の勝利ととらえ、読者にこう問いかける。

「戦力はいかにして、どのような基準に基づき準備・召集・組織されるべきか。国家の防衛は今後とも常備軍に任せるべきか。あるいは国民民兵に託するべきか。我々は国民そのものを軍隊にしようというのか。それとも、職業兵士を市民にしようというのか。」

これまでの歴史的叙述から、ロテックが常備軍を排し国民民兵をあるべき軍事組織として称揚する立場にあることは、言うまでもない。そこでロテックは以上の叙述を踏まえて、常備軍と国民民兵を比較しながら両者の本質の相違を浮き彫りにする。

「国民自身ないし彼らを真に代表する人々の声に従って開戦が決定され、国民自らの利害(…)のために戦争がなされた場合、その戦争は国民の戦争 *Nationalkrieg* である。これに対して、支配者の意志に従って戦争が遂行され、戦争の原因が支配者の利害にあった場合、その戦争は支配者の戦争 *Herrscherkrieg* である。」¹³

すなわち、国民の戦争と支配者の戦争の違いは、戦争遂行を決定する主体は誰か、誰のための戦争か、といった点に如実にあらわれる。前者の担い手が国民戦士であり、彼らは自由人として自らのために戦う。これに対して後者を担うのは職業兵士であり、彼らは金銭を得ようとして支配者のために戦う¹⁴。ロテックは、この基準に立てば国民のための戦争を遂行する国家の

¹¹ Rotteck, "Über stehende Heere", S.187.

¹² Rotteck, "Über stehende Heere", S.189.

¹³ Rotteck, "Über stehende Heere", S.192.

¹⁴ Rotteck, "Über stehende Heere", S.190f.

政体は必ずしも共和政である必要はなく、もし君主が国民の利害の擁護者であるならば君主政体であってもかまわない、とする。他方、君主が完璧な専制者であるならば（ここではナポレオンが念頭に置かれている）、その君主は国民全体を支配者の戦争に仕えるだけの従僕のように扱うことになる¹⁵。いずれにせよ、古代以来の歴史を紐解くならば、戦争における勝利を決定づけるのが物理的諸力ではなく、精神力であることは明らかであり¹⁶、精神力において圧倒的に強力なのが自らのために、ひいては自らの属する共同体のために戦う国民戦士だというわけである。

では、理想の軍事力として賞賛される国民戦士はいかに召集・組織されるのか。ここでロテックが注目するのが、解放戦争期に端を発する国土防衛軍である。確かに本書では、国土防衛軍についての具体的記述はほとんどないが、本書が発表された1816年当時、プロイセンにおいて制度として確立していた国土防衛軍は、地方自治体の主導下で召集・編成され、独自の将校団をもち、市民層出身者にも将校への道が大きく開かれるなど、常備軍からはほぼ独立した軍事組織であったから¹⁷、ロテックが国民戦士の軍事組織としてプロイセンの国土防衛軍を念頭に置いていたことは、間違いなからう¹⁸。

しかしながら、プロイセンにおける実際の国土防衛軍のあり方は、ロテックが描く理想像とかなりのずれがある。解放戦争後の1814年9月にプロイセンで発布された国防法によれば、常備軍は「戦争に備えての国民全体の基幹教育学校」と位置づけられ、これに対して国土防衛軍は市民社会の制度・価値に立脚した軍事組織として、戦時の国内における防衛、常備軍の補助の役割を果たすものとされた。すなわち改革者は、新たな軍事力として常備軍と国土防衛軍の両立を前提としており、これによって改革の理想である「政府と国民の連帯」が具体化されるものと考えていたのである。これに対してロテックは、常備軍と国土防衛軍が並び立たないことを前提とする。「まさに常備軍こそが、よりよい〔社会〕状況を実現しようという我々の認識と努力に水を差す原因となって」おり、それゆえ「常備軍の廃止は喫緊の課題であり、いずれの国家でもこれが実現すればそれに勝る恩恵はない」のであった¹⁹。

ロテックが常備軍に対してかくも情け容赦ない批判の矢を向け、その廃止を訴えた背景には、1814・15年以降のヴィーン体制下で各国政府が反動化し、言論や政治活動を圧迫するなど、政府と市民社会の緊張関係が高まりつつあるという事情があった。こうした動きの中で、政府

¹⁵ Rotteck, "Über stehende Heere", S.192f.

¹⁶ Rotteck, "Über stehende Heere", S.193f.

¹⁷ 丸島宏太「クラウゼヴィッツと一般兵役制の時代」清水・石津編『クラウゼヴィッツと「戦争論」』154頁。ただし、政治的反動の嵐が吹き荒れていた1819年には、国土防衛軍は地方自治体よりも常備軍との結びつきを強めるよう改組された。詳しくは以下を参照せよ。丸島「クラウゼヴィッツと一般兵役制の時代」157頁。

¹⁸ 本論で取り上げているロテックの著作には「職業兵士の栄誉と国土防衛軍の栄誉について」と題する章があるが(Rotteck, "Über stehende Heere", S.215ff.)、ロテックはこの著作全体で、国土防衛軍という語を多用しておらず、それとほぼ同義で国民防衛軍 Nationalwehr、国民軍 Nationalheer、国民民兵 Nationalmilizなどの語も使っている。

¹⁹ Rotteck, "Über stehende Heere", S.214f. 国土防衛軍のあり方にかんするロテックと軍制改革者の考え方の違いについては、以下を参照せよ。Reinhard Höhn, *Armee als Erziehungsschule der Nation. Das Ende einer Idee*, Bad Harzburg 1963, S.40.

反対派の自由主義者により反動政府の象徴と目されていたのが、国家の忠実な暴力装置である軍隊＝常備軍であった。ロテックの軍事論は、まさに政治的立場の表明―それも反動的官憲への対決姿勢―と表裏一体だったのである。

b. 雑誌『ネメジス Nemesis』の軍事論

とはいえ、当時の市民社会の側からの軍事論がすべてロテック流の過激とも言える論陣を張ったわけではない。たとえば、当時の自由主義的雑誌である『ネメジス』に掲載された軍事論「常備軍と人民武装について」は、現今の国家における軍事力のあるべき姿をつぎのように述べている。

「確かに国家は、大いなる危機を一気に打開するために、あらゆる人的諸力をひとつの軍事力にまとめることができる。だが国家は決して、絶えざる危機にいつでも対処するべくすべての人的諸力を結集させることはできない。外敵の侵略から身を守るには、この諸力の一部を用いるだけで満足しなければならず、残りの諸力は人々の生活のほかの局面で自由に使われるのである。もしそうでなければ、人々の生活は自ずと破壊され、国家は維持する価値のないものとなる。」²⁰

ここには対ナポレオン戦争の経験を踏まえて、国防には強力な軍事力が不可欠であるとの認識がはっきりあらわれている。しかしながら、国力全体をつねに臨戦態勢にしておくのは無理があり、国家全体の利害からすればむしろマイナス面の方が大きい。

「〔自国の〕安全保障を確実なものにしようと思えば（…）国民の全力を投入して（…）〔敵対する〕隣国の常備軍が解体せざるを得ない状況に追い込むか、あるいは、〔隣国と同様に〕少なくとも敵の急襲に持ちこたえられるだけの（…）常備軍を保持しなければならない。」

著者は、理想からすれば前者すなわち人民武装が最善だが、実際には後者すなわち常備軍が必要であるという。とはいえ、近時の常備軍批判やナポレオン期の諸戦役で示された人民武装の優位についても、著者は考慮に入れることを忘れない。

「常備軍は途方もない規模で諸国民に重圧をかけ、彼らの諸力を抑えつけ、その精神を萎えさせた上、習俗を台無しにし、不幸と腐敗を蔓延させた。（…）近時の諸事件が示すところによると、（諸国民の）権利を擁護ないし回復するには、諸国民自らがその目標に向かって蜂起するしかない。実際のところ、人民武装なくして必要とされる安全保障が達成された国家はない（…）。」²¹

だがこの論説は、ロテック流の単純な常備軍批判では終わらない。

「しかしながら、真理は〔常備軍と人民武装〕中間にある。安全保障を常備軍だけに託する国家は自らを見捨てている。これに対して、人民武装だけに身を任せた国家は狼藉〔＝人民が引き起こす内乱〕という大きな危険にさらされる。だが、武器を執った国民というかた

²⁰ "Über stehende Heere und Volksbewaffnung", in: *Nemesis*. Jg.1814. Bd.3, S82f.

²¹ "Über stehende Heere und Volksbewaffnung", S.85.

ちの常備軍を有し、それが国民と緊密に連帯した国家は、可能な限りのもっとも安定した安全保障を享受できるように思われる。」²²

ここに示された軍事力のあるべき姿とは、常備軍と人民武装の混合形態である。著者はロテックとは異なり、常備軍を悪と決めつけるのではなく、その構成員のあり方や兵員徴集の仕方しだいで、常備軍も国民的なものになり得ると考える。その範型は、一般兵役義務を軸に常備軍と国土防衛軍の二本立てで軍事力を形成するプロイセン軍である。

以上のように、強力な外敵への備えを踏まえた『ネメジス』誌の軍事論は解放戦争の生々しい体験が前提にあり、そのぶん現実を踏まえているように思われる。プレーヴェの指摘によれば、解放戦争直後に見られた常備軍批判は、むしろその軍事力としての効率の悪さを問題視するものであったという²³。

c. リーベンシュタインの現実主義的立場

その他にも、常備軍に批判的でありながらその存在意義を念頭に置いて軍事論を展開した論者は少なくなかった。すでに述べたように、ロテックは常備軍を否定する立場から、徴兵制は常備軍システムが当然に至るべき必然的な到達点であり、「常備軍制の完成形態、すなわち不吉の完成形態」²⁴であるとして、反徴兵制を明確に示した。そこにはまた、国民戦士は自らの意志で国防に就くのみだから、徴兵という強制的に伴う制度に馴染まないとの思いもあった。これに対して、ロテックと同じくバーデン議会で自由派議員として活躍したルートヴィヒ・フォン・リーベンシュタインは、ロテックの著作に刺激を受けて著した軍隊論『常備軍と国土防衛軍について』²⁵において、基本的にはロテックの主張に賛同しながらも、こと彼の徴兵制にかんする記述には事実からかけ離れたところがあるとして²⁶、革命期フランスにおける徴兵制成立の事情をつぎのように述べている。

「国民衛兵とは武器を執った市民と市民の息子たちの志願による軍団であり、これが正規の軍隊を補強するべく戦場に投入された。この国民衛兵は訓練と規律が不足していたが、これを十分に補ったのが祖国と自由を求める彼らの情熱であった。」

これが1792年のヴァルミーにおける革命軍の初勝利の原動力となったが、さらに激化する革命戦争に対処するために、1793年には政府は国民全体に武器を執るよう呼びかけるに至った。以後、フランスではむやみに国民を動員するのではなく、その都度の目的に応じて「包括的な法規範に則り秩序正しくかつ速やかに」武装可能な国民を徴集するシステムが形成された。このシステムは当初、徴発制度 *Requisition* と呼ばれ、後に古代ローマ由来の用語である徴兵制が正式名称となったのである²⁷。

²² "Über stehende Heere und Volksbewaffnung", S.85f.

²³ Pröve, *Städtgemeindlicher Republikanismus*, S.155.

²⁴ Rotteck, "Über stehende Heere", S.207.

²⁵ Ludwig August Friedrich Freiherr von Liebenstein, *Über stehende Heere und Landwehr mit besonderer Rücksicht auf die deutschen Staaten*, Karlsruhe 1817.

²⁶ Liebenstein, *Über stehende Heere*, S.9f.

²⁷ Liebenstein, *Über stehende Heere*, S.10ff.

以上のようにリーベンシュタインは、徴兵制が「フランス国民軍にそれにふさわしい戦士を供給した」²⁸として、むしろそのポジティブな面を強調する。だが彼は、ロテックが批判した徴兵制の害悪からも目をそらしていない。

「フランスの解放に貢献した道具〔=徴兵制〕は、程なくしてほかの諸国民を抑圧する手段と化した。すでに総裁政府は常勝の国民軍を濫用して、不当な侵略とさらなる暴力支配拡大計画の実現に投入した。ついにボナパルトは革命のとてつもない遺産を手中に収め、国民に根付いた徴兵制を積極的に保持したが、これは彼がこの制度を途方もない征服計画実現の道具とするためであった。」²⁹

リーベンシュタインは、徴兵制はナポレオンにより悪用され、「真に国民的な軍隊を厚顔無恥な専制に仕える盲目的従僕の軍団に」墮落させる道具と化してしまっただけとしており、ロテックとは異なり、徴兵制そのものを本質的に邪悪な制度とは考えていないのである。

では、リーベンシュタインは実際に軍隊はどうあるべきと考えていたのであろうか。彼は、戦時にすべての軍役可能な国民が結集する国土防衛軍を軍事力の中心に置くべきだとするが、常備軍そのものは否定しない。常備軍は国土防衛軍と異なって平時から存在するものであり、規模は必要最小限に抑えられるべきであるが、それは必要悪といった消極的存在ではなく、むしろ「平時に国土防衛軍兵士を育成する学校」と積極的に位置づけられた。これは、言い回しに違いはあるものの、プロイセンにおける常備軍と国土防衛軍の関係に近いものである。そしてこの常備軍においては、志願者で必要兵員数を満たせないときには一般徴兵制 *allgemeine Konstriktion* を実施するものとされたのである³⁰。

リーベンシュタインの軍事論には、この時期の自由主義者に特有の民兵制礼賛が底流にあるものの、彼自身が議会の軍事委員として現実の軍制と取り組んだ経験がよく反映されており、この辺にロテックの軍事論との違いの原因があるように思われる。

3. 事典類に見る軍事概念の変遷

これまで、ヴィーン体制初期における市民的自由派の論客の軍事論を比較分析してきた。そこでつぎに以上の論説を踏まえて、当時の市民社会一般で軍隊にかんする基本概念がどのように理解されていたかを考察するために、当時流布していた事典類に目を向けてみよう。おもに用いる事典は、ブロックハウス社の百科事典³¹（以下、『ブロックハウス』と記し、それに版数、当該見出し語の掲載巻、見出し語、その巻の発行年を、必要に応じて付記する。他の事典につ

²⁸ Liebenstein, *Über stehende Heere*, S.12.

²⁹ Liebenstein, *Über stehende Heere*, S.12f.

³⁰ Liebenstein, *Über stehende Heere*, S.31ff.

³¹ 本稿で用いるのは *Allgemeine deutsche Real-Encyclopädie für die gebildeten Stände. Conversations-Lexikon, Leipzig*（これは1850年代までの書名で、その後は少し異なる）の第7版（12 Bde. 1827）、第8版（12 Bde. 1833-1837）、第9版（15 Bde. 1843-1848）、第10版（15 Bde. 1851-1855）、第13版（16 Bde. 1882-1887）、第14版（17 Bde. 1901-1904）である。

いても同様)と、ハインリヒ・アウグスト・ピーラーの編纂による百科事典³²(以下、『ピーラー』と記す)で、これらは19世紀全体を通じて版を重ねた代表的な事典であり、19世紀全体をつうじての軍隊観の変遷を観察するには適切な材料である。なおこのほかにも、必要に応じてそれぞれの時期に刊行されたほかの事典類をいくつか参照することにする。

a. 政治的反動期における軍事概念

同時代人の軍隊観を考察するのにまず参照すべき項目は、徴兵制である。まず、ヴィーン体制下の政治的反動期である1820年代の記述から考察をはじめよう。

『ブロックハウス7版、2巻 Conscription, 1827』によれば、徴兵制とは「軍務に就く能力のある人員をさまざまなカントン [= 徴兵区] から徴集して郷土民兵、正規軍、国民衛兵などで軍籍に登録すること」であり、「これと正反対の概念が募兵 Werbung、国土民兵隊 Landsturm」である。その源流は古代共和政ローマにあり、ローマの市民権を有する17歳から45歳までのものは法の定めるところにより兵役の義務を負った。革命期のフランスはこのローマの制度を模して常備軍に徴兵制を導入し、それが国家の基本原則となることを宣言したという。ここでは、職業軍隊の兵員調達システムである募兵、「危急時だけの国民動員システム」(『ブロックハウス7版、6巻 Landwehr / Landsturm, 1827』)である国土民兵隊に対し、国民が平時から義務として法に則り軍隊で兵役をこなすシステムとして徴兵制が対置されている。ただしここで言う軍隊とは、つぎにあるように、少なくともフランス革命期には常備軍のことである。

「フランスはつい最近、常備軍でこの〔ローマの〕制度を模倣し、徴兵制が国家の基本原則であると宣言した。すべてのフランス市民は生まれながらの兵士として、16歳から40歳まで〔常備軍で〕国家のために兵役に服し、60歳までは国民衛兵に属した。(…)ライン連盟諸国の多くはこれに習ったが、ナポレオンの没落以後、徴兵制は彼がこれを濫用したことがたたって忌み嫌われ、至るところで廃止ないし改変された。ただし、各国政府は兵役の一般性原理を捨て去ることはなかった。というのは、この原理自体は正しいものだからである。徴兵制は本質的にこの原理に立脚しており、これによってのみ傭兵がもたらす害悪は抑止され、軍隊の徳性が改善されるのである。」(『ブロックハウス7版、2巻 Conscription, 1827』)

確かに、ナポレオン期に記述が及ぶと、徴兵制のネガティブな側面も視野に入ってくる。とはいえ、そこではあくまでナポレオンによる徴兵制の「濫用」が問題なのであり、ロテック張りに国民に兵隊根性を蔓延させる元凶として徴兵制の本質を手厳しく批判する論調は見られない。逆に著者は、国民皆兵の原則に立脚した徴兵制は軍隊の道徳的資質の向上をもたらすま

³² 本稿で用いるのは *Universal-Lexikon oder vollständiges encyclopädisches Wörterbuch*. Herausgegeben von H. A. Pierer, Leipzig (これは初版の書名で、その後は版ごとに異なる)の初版(26 Bde. 1835-1836)、第2版(34 Bde. 1840-1846)、第4版(19 Bde. 1857-1865出版地は Altenburg)、第7版(12 Bde. 1888-1893出版地は Berlin / Stuttgart)である。

で言い切っているのである。ここでは、徴兵制と一般兵役義務はほぼ同義である。この点については、また後ほど論じる。

ところでロテックの主張の核心部分は、常備軍の廃止とそれに替わる国民民兵の導入であった。すでに述べたように、国民民兵は職業軍人ではなく、一国の男子住民（＝国民）が祖国の危急時に武器を執って立ち上がるというもので、論者によって *Volksbewaffnung*, *Nationalbewaffnung* をはじめ、用語にいくらかのバリエーションがあるが、その意味内容はほぼ同じと見てよく³³、ここでは人民武装という訳語で統一して問題なかろう。しかしながら、人民武装という項目は1820年代までの事典には登場しない。また、人民武装の具体的組織形態と見なされる国土防衛軍や国民衛兵については、項目はあるものの、その説明に取り立ててロテック流の議論を踏まえた記述はない。政府・官憲と市民社会との軋轢を背景にした人民武装の解説が事典を賑わすのは、ようやく1830年代に入り、解放戦争期以来ひさびさに政治の季節が到来してからである。

b. 政治の季節の到来 — 1848年革命前夜の軍隊観

1830年のフランスにおける革命やベルギーでの独立運動といった一連の事件は、ドイツにも影響を及ぼさないではおかなかった。それは、さまざまな政治的要求や社会問題に端を発する各地での騒擾事件、ザクセン、ハノーファー、ブラウンシュヴァイクをはじめとする中・北部邦国での憲法制定運動というかたちであらわれた。本稿での問題関心からこの時期で注目すべき事実は、ひとつは、憲法制定をはじめとする市民的諸要求をめぐって、国家・政府と市民社会の対立がいつそう激しくなったことであり、もうひとつは、いくつかの地域とくに都市において独自の武装組織が現実に編成されたことである。この武装組織には、以前から自由主義者が要求していた常備軍から独立して存在する市民社会の軍事組織という側面があった点は、注意を要する³⁴。

そこでまず、1830年代に入ってからにわかに事典類に登場するようになった人民武装に着目しよう。『ブロックハウス8版、8巻 *Volksbewaffnung*, 1836』によれば、この概念はまず広義の人民武装と狭義の人民武装に分類される。

「最も広義の人民武装とは、戦闘可能なすべての市民が共同体防衛義務を担うとの基本原理に基づいて国家が組織する軍事力のことである。(…) 狭義の人民武装とは、常備軍と並んでそれとは別個に存在する軍事機関のことである。」

前者の例には、18世紀プロイセンのカントン制度、ナポレオン期フランスの徴兵制、さらには1814年以降のプロイセンにおける一般兵役義務に立脚した軍制も含まれており、男子国民皆兵を原則にした一少なくともその可能性のある一軍制すべてがこれに当たると考えてよい。後者については、19世紀の国土防衛軍、国土民兵隊に相当する組織が10世紀のフランク王国の

³³ たとえば1830年代刊行の『ブロックハウス8版』では、“Nationalbewaffnung”の項に“Volksbewaffnung”の項を見るよう指示がある。

³⁴ プレーヴェ『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』36-37頁。

時代からすでに見られ、それは常備軍中心の時代になっても細々ながら存在しており、その目的は外敵からの防衛と国内の治安維持が主で、越境して戦闘に参加することもあったという。近年では、他国による侵略から自国を守るために危急時の一時的措置としてこのような軍事力が組織された。革命初期のフランス、1809年のスペイン、1812年のロシア、1813年のプロイセンをはじめとするドイツ諸国などがその例で、このような民兵の武装組織が編成されたのはたいがいの場合、国家予算を圧迫することなしに常備軍補強を図る必要があったからとされる。

すでに述べた1830・40年代固有の時代背景から興味深いのは、後者の意味における人民武装であり、この「常備軍とは別個に存在する」軍事組織が軍制なり国制全体の中でどう位置づけられていたかという点である。

「不自然なまでに拡大した軍制は権力政治の創造物であり、これが国民の戦闘力を国民〔そのもの〕と憲法から完全に切り離し、暴力の道具へと変容させてしまった。これを法律によって文民当局の統制下に置き、国民の防衛に奉仕するという人民武装本来の理念に回帰させること、これが〔常備軍とは別個の軍事組織〕の目的である。とはいえ、〔これまでに実在した人民武装では〕この目的は達成されていない。(…)人民武装が至る所で実施されれば、それは平和維持を確実に保証するものであると言われている。なぜならば、君主の指示だけに従う大規模常備軍システムは人々を容易に戦争への誘惑に駆り立てるのに対し、武器を執った国民はそう易々と不正な侵略などに引きずり込まれないから、というわけである。優れた市民軍隊は、国民の権利と自由を守る存在として確実に期待できる (…)。」(『ブロックハウス8版、8巻 Volksbewaffnung, 1836』)

このように、権力政治の道具として侵略戦争に投入される常備軍隊に対して、国民の権利と自由を守る人民武装の軍事組織は平和を保障するものだとする議論は、まさに常備軍と国民民兵を対峙させて論じたロテックを彷彿とさせるものがある。ここに1830年代以降の国家と市民社会の緊張関係が反映されていることは、言うまでもない。

しかしながら当時の事典に見る人民武装には、これもまた当時の状況を反映して、常備軍に替わりうる軍事力とはまた異なった役割が課せられていた。『ピーラー初版、25巻 Volksbewaffnung, 1836』は、すでに述べた『ブロックハウス8版、8巻 Volksbewaffnung, 1836』とほぼ同様に人民武装の概念を二つに分類した上で、さらに、常備軍とは別個の軍事組織として、おもに外敵の侵略に対峙することを目的とする国土防衛軍、オランダの都市自衛団 Schuttery、民兵 Miliz、国土民兵隊と、もっぱら国内の騒擾取り締まりや治安維持に当たる国民衛兵、市民衛兵、地域衛兵の二種類のグループがあるとする。ここで注目するのは後者のグループに属する軍事組織である。そこで、『ピーラー2版』の国民衛兵の項に目を向けよう。

「ドイツのいくつかの地域では、1830年9月から翌年にかけて国内での一連の騒擾事件が発生し、これがきっかけとなって地域衛兵ないし市民衛兵が召集された。これらは都市にのみ存在し、軍事的にはほぼフランスの国民衛兵を模範に中隊・大隊に編成されて武装・訓練を施され、制服も規格を統一される (…)。将校は衛兵構成員自身が選出する。〔これらの部隊は〕外敵に対しては投入されず、国内の敵すなわちプロレタリアートの騒擾と路上での乱痴

気騒ぎを取り締まるものとされる。」(『ピーラー 2 版、20 巻 Nationalgarde, 1844』)

19世紀前半期のドイツにおける市民的治安維持組織の解明に取り組んできたプレーヴェによれば、1830年以前の自由主義者は人民武装という「集合概念」のもとに、国土防衛軍や国土民兵隊といった正規軍に後見される補助軍的な部隊を議論するだけで十分であり、その議論も緻密さに欠けるところがあったが、この状況は1830年代に入って変化したという。すなわち、社会問題や経済問題の悪化から下層民による騒擾・破壊事件が相次ぐようになると、すでに述べたように、ドイツのいくつかの地域ではおもに治安維持など警察機能を任務とする、正規軍とはまったく別個に組織された市民社会の軍事組織が誕生したのである³⁵。以上の『ピーラー 2 版』の記述では、まさにこの時期に成立した自立的な市民武装組織が踏まえられている。

ところで、市民武装組織の構成員が決して成年男子住民一般でなかったことは、この組織の性格を考える上で興味深い。1830年代に刊行された『新ライン百科事典』³⁶(以下、『ライン』と記す)第3版の人民武装の項は、この時期に形成された市民衛兵の役割を「無法状態に対して自由と財産を守るため」とした上で、ザクセンを例に挙げ、その構成員の条件は「自立した市民的生活を営み武器を執ることのできるすべてのもの」であり、将校・下士官は部隊構成員の中から選挙で選ばれ、組織自体は文民当局の指揮下に置かれるとしている(『ライン 3 版、12 巻 Volksbewaffnung, 1836』)。すなわち、市民武装組織は有産市民層から成り立つ自律的存在であり、下層民衆は除外されるというわけである。プレーヴェは、1830年代以降の政治・社会情勢の変化で、市民的武装組織が政府・官憲とそれに結びついた常備軍に対抗する憲法警護隊と、下層民の実力行使から市民層の財産を守る警察補助隊という、相容れない二つの役割の狭間で摩擦を引き起こしたことを指摘しているが³⁷、市民武装組織を構成する社会層に限定が加えられていたところにも、すでにその問題点があらわられていたのである。

このように市民武装組織の構成員が階級的に限定されていたことは、当時においては戦闘力としての信頼性のなさをもたらす要因ととらえられていた。つぎの『ピーラー初版』の記述は、市民武装組織が常備軍の代替ないし補完の役割を果たすことに対して懐疑的である。

「ドイツの市民衛兵は、将来国土防衛の任に就く軍隊の中核をなす素養をそもそも持ち合わせていない。なぜならば、この組織を構成しているのは(…)都市住民だけで、農村住民が入っていないからである。だが、一般兵卒の中核を占めるのが農村住民であることはよく知られている。(…)市民衛兵流に組織された部隊では、いくら戦闘能力を高めても、粗悪に組織された常備軍に対してすら首尾よく対峙することはできない。」(『ピーラー初版、25巻 Volksbewaffnung, 1836』)

ここでは、市民 Bürger 武装を人民 Volk 武装と等値することへの疑問すら見え隠れする。ま

³⁵ プレーヴェ『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』34-35頁。Ralf Pröve, "Alternativen zum Militär- und Obrigkeitsstaat? Die gesellschaftliche und politische Dimension ziviler Ordnungsformationen in Vormärz und Revolution", in: Werner Rösener(Hrsg.), *Staat und Krieg. Vom Mittelalter bis zur Moderne*, Göttingen 2000, S.212ff.

³⁶ *Neues rheinisches Conversations-Lexicon oder encyclopädisches Handwörterbuch für gebildete Stände. Herausgegeben von einer Gesellschaft rheinländischer Gelehrten.* 12 Bde., 3. Original-Ausgabe, Köln 1833-1837.

³⁷ プレーヴェ『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』36-37頁。

た、1848年の革命勃発前後に原稿が書かれたと思われる『カトリック・ドイツのための百科事典』³⁸（以下『カトリック』と記す）でも、市民武装組織の軍事的能力が問題視されており、その訓練のあり方に警鐘が鳴らされている。同事典の国民衛兵の項に目を向けてみよう。

「この国民衛兵は、本当に自らが価値のあるものであることを示そうというならば、勤勉に訓練に励む必要があるだろう。それが実行に移されている国もあるが、そうでないところでは、この組織は厄介なだけでもの笑いの種の遊び道具に墮してしまう。」（『カトリック、7巻 Nationalgarde, 1848』）

1848年3月にドイツ各地で革命の炎が立ち上ると、人民武装は具体的な政治・社会状況を前に訓練の時を迎え、革命派・反革命派を問わず議論の中心を占めるようになった。人民武装組織の任務の範囲、構成員の社会構成、官憲との結びつきの度合いなどが、その論点の中心であったが、すでに述べたように、こうした問題点は断片的ながらもすでに革命以前から公論の場で指摘されていたのである。

c. 宴の後—軍事概念に見る革命の影響

軍勢力が革命の帰趨を決定づける最大の要因のひとつであったことは、言うを俟たないであろう。それゆえ、1848・49年の革命における軍隊の動向や人民武装をはじめとする軍事問題の公での議論、さらには動乱の中で市民武装組織が辿った運命などは、どれもきわめて興味深いテーマであるが、これらを扱うことは本稿の課題ではない³⁹。ここでは、革命の体験が人民武装などの軍事概念にどのような影響を及ぼしたかを、やはり同時代の事典に依拠しながら考察することにする。

革命期は人民武装の考えが絶頂に達すると同時に、転換点を迎えた時期でもあった。市民的要求の実現として各地で組織された市民武装組織は、地域の治安維持などにあたったものの、実際にはその任を果たす能力も気概もないことが露呈した。しかも財産市民層は、自律的市民社会が不安定さを増して下層民からの脅威に晒されるや、こぞって軍事化した官憲国家の傘の下に逃げたのである⁴⁰。では、こうした人民武装理念の敗北という現実は、その後の人民武装の概念にどう反映されているだろうか。

1850年代に刊行された『ブロックハウス10版』は、人民武装を「外敵からの防衛や国内の治安維持のために人民が軍務に就く権利と義務一般のこと」と定義し、その役割として憲法の擁護や国内の治安維持よりも、常備軍の補助として国土防衛に就くことのほうに力点を置いている。

³⁸ *Allgemeine Realencyclopädie oder Conversationslexicon für das katholische Deutschland*. Bearbeitet von einem Vereine katholischer Gelehrten und herausgegeben von Dr. Wilhelm Binder, 12 Bde., Regensburg 1846-1850.

³⁹ ここで挙げるべき文献は枚挙にいとまがないが、とりあえず、市民武装組織の運命を扱ったプレーヴェの研究（注7参照）と、革命期の正規軍兵士の動向を解明した画期的研究であるミュラーの著書を挙げておく。Sabrina Müller, *Soldaten in der deutschen Revolution von 1848/49*, Paderborn 1999.

⁴⁰ プレーヴェ『19世紀ドイツの軍隊・国家・社会』44-45頁。Pröve, "Alternativen zum Militär- und Obrigkeitsstaat?" S.223f.

「近年の国家のあり方に合致しうる人民武装は、国土防衛を目的とする組織が形成されたときに出現した。それは、国家が〔対外〕戦闘行動用の〔正規〕軍隊とは別に民兵隊を組織することで実現した。もっともこの民兵隊は、危急時には対外戦争にも用いられた。」(『ブロックハウス10版、15巻 Volksbewaffnung, 1855』)

この一般人民武装はまずアメリカ合衆国で実現し、フランスが1789年の国民衛兵と1793年の大衆動員によりこれに続いたが、もっとも完全なかたちでこれを実現したのはプロイセンであり、その具体的あらわれが戦争予備 *Kriegsreserve*、国土防衛軍、国土民兵隊の諸組織とされる。『ブロックハウス10版、9巻 Landwehr, 1856』には、つぎのようにある。

「国土防衛軍は優れた制度であるにもかかわらず、軍事的に見れば欠陥が露呈していた。そこで、平時にも制度をより完全なものに近づけ、こうした欠陥を除去するために、国土防衛軍は正規軍とこれまで以上の緊密な関係で結びつくこととなった。(…)かくしてプロイセンの国土防衛軍は、十分是認するに値する組織になったと言えよう。というのも、この組織のおかげで、余り費用をかけず市民的利害にも可能な限り配慮しながら、一般兵役義務による軍事力強化が可能となったからである。」

解放戦争直後の反動期、ロテックをはじめとする市民的自由派は、専制君主の道具である常備軍に対抗する存在として、国民戦士の軍事組織＝国土防衛軍をもてはやした。だから、国土防衛軍が常備軍とは別個の組織であることは、その本質にかかわるあり方であった。ところが、その後プロイセンで徐々に進行した国土防衛軍の独立的地位の形骸化は⁴¹、ここではむしろ肯定的にとらえられているのである。

このように、軍事力としての人民武装が持ち上げられる一方で、市民武装組織はもはや肯定的に扱われることがなくなった。

「1848年にドイツ各地で組織された市民防衛軍は、地域によってはある程度の役割を果たしたものの、全体としてみれば目的にかなう組織ではなかった。これらの組織は、政治的立場の表明を誘発したことを除けば、肝心なところでいつも無力をさらけ出した。その欠陥は組織の本質に根差していたので除去しがたく、そのために市民防衛軍は控えめに言っても無用の、場合によっては有害とすら言える機関と化してしまった。」(『ブロックハウス10版、15巻 Volksbewaffnung, 1855』)

国民の自由と権利ひいては憲法を擁護すると同時に市民社会の治安維持を任務とする人民武装については、すでに述べたように、革命以前からも公論の中に批判的見解が見られたが、この時期にそれは完全に無用の長物扱いされるに至った。国家権力からの市民社会の自律性を体現した武装組織は、「階級なき市民社会」(ロタル・ガル)の理想が革命の中で潰え去るともはやその役割を終えたのであり、当時の事典の記述にもそれが如実に反映されていたのである。

⁴¹ 丸島「クラウゼヴィッツと一般兵役制の時代」157頁、163-164頁。

d. 帝国創建と人民武装—ひとつの収斂点

19世紀も後半に入ると、ヴィーン体制下の欧州協調路線には陰りが見えはじめた。1815年以来途絶えていた欧州列強同士の軍事対決の火蓋が1850年代のクリミア戦争、イタリア統一戦争で再び切って落とされるなど、軍事力を背景にした国家間の権力闘争がにわかに現実味を帯びてきた。さらに、1860年代後半からはじまったいわゆるドイツ統一戦争を通じて、ドイツでは市民社会においても軍事的なものの価値が大いにもてはやされることとなった。だが、ここで言う「軍事的なもの」とは、もはや国家・官憲から独立した市民社会の自律的軍事組織のことではない。

そこで、1860年代からドイツ統一後までの事典類に目をやるならば、革命期の余韻から、当然のことながら常備軍とは別個の軍事組織に対する評価は手厳しい。1850年代末から1860年代後半にかけて刊行された『新百科事典 国家・社会事典』⁴²（以下、『国家・社会事典』と記す）の民兵制度の項では、人民武装の一形態である民兵制度について、「革命的党派」が主張するその利点につきのような反論を加えている。

「民兵制度の礼賛者が取り立てて褒めそやすこの制度の特徴は2点ある。第1点は（…）道徳的優秀さであり、第2点は、常備軍に比べて格段に費用が安いことである。（…）〔第1点について言えば〕確かに、〔人々を戦いに駆り立てるのに〕愛国心や善良なる意思、敵愾心といったあらゆる道徳的手段で梃子入れするのは、正当かつ有益である。だがこれだけでは、訓練を積んだ敵と戦って勝利する優れた兵士を生み出すのに十分とは言えない。というのも、戦争はさきわめて現実的かつ実践的なもので、観念上の理論だけではその要請に応えきれないからである。すなわち、近年では技術の飛躍的發展が武器の改良にも貢献したことにより、個々の兵士に要求される教育水準が高まったのである（…）。第2の点、つまり〔民兵制の方が〕費用が安上がりであるという点については、これが平時において妥当する見解であるのは言うまでもない。（…）だが、戦争が勃発して民兵が召集されるやいなや、それに掛かる費用は、常備軍の動員の場合に比べて低くないどころでは済まず、これまでの経験によれば、それよりはるかに高い（…）。」（『国家・社会事典、13巻 Miliz=Verfassungen, 1863』）

ここでは、革命期まで民兵制—ここでは人民武装と言い換えてもよい—の優れた特徴としてもてはやされてきたまさにその部分に辛辣な批判が加えられているが、注目したいのはむしろ、そうした批判の根拠として国家間の軍事力行使が前提とされていることである。この時期に軍事問題は、もはや国家権力と市民社会の対峙関係からではなく、むしろ列強間の権力闘争という現実政治を前提に、国家と市民社会が一体となった強力な軍事力の必要性から論じられるようになったのである。

1871年のドイツ帝国創建前後から、事典で人民武装の項に割かれるスペースは急激に減少する。その定義も、「人民全体に武器を持たせ、これを戦争目的に供すること」（『ブロックハウス

⁴² *Neues Conversationslexikon. Staats- und Gesellschafts-Lexikon. In Verbindung mit deutschen Gelehrten und Staatsmännern.* Herausgegeben von Herrmann Wagener, 23 Bde., 1859-1867 Berlin.

13版、16巻 Volksbewaffnung, 1887』)、「住民の中で軍務に就くことのできるすべての人々が武装すること」(『ピーラー7版、12巻 Volksbewaffnung, 1893』)といったように、もはや1848年革命前夜に見られた人民武装のあり方の詳細な分類や論争的記述はない。このように、かつて市民的世論の重要な論争点のひとつでもあった人民武装は、もはや世論の関心事ではなくなってしまったのである。そうした中で、この時期の軍事概念理解の特徴をあえて挙げるならば、軍事力が国家権力のもとに統合され、その核に伝統的常備軍が置かれるのが前提とされていることであろう。

「(…)〔人民武装は〕一般兵役義務の形式をとった場合にのみ有為となる。この一般兵役義務はたいがいの国家で受容されているが、その範型となっているのはプロイセン〔の軍制〕である。というのも、あらゆる経験に照らして言えることは、大衆の動員は、相応の永続的軍事機関を拠り所にして行わなければ、予想だにできない自己破壊をもたらすからである。」(『ブロックハウス13版、16巻 Volksbewaffnung, 1887』)

ここでは、民兵を前提とした人民武装と常備軍が一般兵役義務によって結びつけられていることに注意したい。周知のように、プロイセン軍制を継受した帝政期ドイツの軍制では、常備軍での兵役を終えたものが民兵の性格の国土防衛軍—この時期には後備役という方が適切である⁴³—に配属させるシステムであり、指揮命令系統、部隊の編成、兵士の教育のいずれにおいても、国土防衛軍は常備軍に従属する存在であった。当時の事典で、「近年ではヨーロッパのたいがいの国で、一般兵役義務が導入されたことにより、常備軍と人民武装的軍隊 Volksheerの対立はほとんど消滅している」(『ピーラー7版、12巻 Volksbewaffnung, 1893』)とされたのも、この文脈から理解できよう。

ところで、この時期の事典に頻繁に登場するようになった「一般兵役義務」は、じつは1870年代に至りようやく主要な事典に見出し語として登場するようになった概念である。では、この概念は住民に兵役の義務を課する徴兵制とどう違うのであろうか。最後にこの点に目を向けてみよう。

すでに述べたように、徴兵制は1848年革命以前の時期、ロテックに代表される市民的世論の中で、常備軍批判と結びついて軍事論の中心を占めていた。その後、徴兵制はほとんどすべての事典で見出し語として取り上げられてきたが、その記述は帝国創建期に至るまで、古代ローマ時代の原型から説き起こしていること、革命期フランスでそれが復活したがナポレオンがこの制度を濫用したこと、さらに、改革後のプロイセンで実施されている軍制がその本来の姿に最も近いことなどを述べている点で、ほぼ共通している。また、たとえば『ピーラー4版、4巻 Conscription, 1858』では、「プロイセンは1813年以降、一般兵役義務を導入することにより、徴兵システムを最大限に拡張して受容した」として、徴兵制の究極の形態を一般兵役義務と解しているが、これもまた当時にはよく見られた理解のしかたであった。

⁴³ Landwehr を時期に応じて訳し分ける理由については、以下を参照せよ。丸島「クラウゼヴィッツと一般兵役制の時代」163-164頁。

しかしながら20世紀に入ると、つぎの『ブロックハウス14版、10巻 Konskription, 1902』に見られるように、一般兵役義務と徴兵制の間にさらに一線を画する見解が登場してくる。

「徴兵制とは、法に則り年齢ごとにグループ分けされた一定条件下での軍役義務のことで、身代金の支払いと代理人の選定による兵役免除がまだ認められている。(…)プロイセンでは1813年に無条件の一般兵役義務が導入され、徴兵制にはずっと反感が抱かれている。1866年以降、たいがいの諸国がプロイセンの例に習っている。」

徴兵制を「一定条件下での軍役義務」としているところに注意したい。この「条件」とは兵役免除が可能であることを意味しており、ナポレオン以降の徴兵制は兵役免除規定とセットで理解されていたのである。これに対して一般兵役義務の本質は、「法に則りすべての国家構成員に課せられる軍務に就く義務」(『ブロックハウス14版、16巻 (allgemeine) Wehrpflicht, 1903』)である点にあり、例外はもはや想定されていなかった。

こうして20世紀初頭には、徴兵制は当時の兵役制度の原形とされながらも、一般兵役義務によって乗り越えられた歴史的存在と見られるようになった⁴⁴。すでに述べたように、そもそも人民武装によって担われた国民戦争は諸刃の剣の性格を有していた。そこでプロイセンは19世紀を通じて、この無限の可能性と危険性を秘めた人的諸力を国家の厳格な統御の下に置くシステムを形成・発展させていったのである。これが常備軍を核とした一般兵役義務の軍制で、換言すれば、人民武装に秩序と規律を課する国家の手綱こそが一般兵役義務だったわけである。それゆえ、やはりこの時期に、19世紀初頭以来市民社会の軍事論で重要な位置を占めてきた人民武装が事典の項目から消えたのも、国民国家ドイツ帝国の存在に加え、強力な軍事力を背景とした権力国家同士の抗争の時代に入り、人民武装が常備軍を核とした国民軍隊の中に解消されたことの反映と考えてよからう。

4. おわりに

19世紀ヨーロッパを特徴付ける現象のひとつに、国家に対置されるものとして自律的な市民社会が成立・発展したこと、換言すれば、国家と市民社会が分離したことが挙げられよう⁴⁵。本

⁴⁴ 今日の『ブロックハウス』(Brockhaus Enzyklopädie, 24 Bde., 19. völlig neu bearbeitete Auflage, Mannheim 1990-1994)では、「徴兵制とは軍務可能な国家市民を法律に則って軍役に就かせることであり、身代金支払いによる兵役免除と代理人の選定が認められていた。19世紀には、徴兵制は一般兵役義務に取って代わられた」とある。すなわちドイツ語圏では、現時点でも徴兵制がすでに歴史的役割を終えたものとの認識が一般的なのである。しかしながら近年、ディルク・ヴァルターは、ドイツ語圏の軍事史家には徴兵制 Konskription と兵役義務 Wehrpflicht を慎重に区別する伝統があるが、これは19世紀初頭から後者を取り入れたプロイセンだけが戦いを勝利に導く真の義務兵役のモデルを提供できたのだと主張するためであり、帝国創建までの時期では、プロイセンの兵員補充にも恣意的な選択の余地が大いにあり、その実態は、兵員補充をさまざまな免除条件のもとで選択的に実施してきた他の諸国の徴兵制とそれほど違わなかったとしている (Dierk Walter, "Meeting the French challenge. Conscription in Prussia, 1807-1815", in: Donald Stoker, Frederick C. Schneid, Harold D. Blanton(Eds.), *Conscription in the Napoleonic Era. A revolution in military affairs?* London / New York 2009, p.25)。当時から言われていた通説と実態とのズレを指摘したヴァルターの研究は、今後さらに注目する必要がある。

⁴⁵ 塚塚忠躬「19世紀と現代」『19世紀学研究』第1号、2008年3月、6-7頁、13頁。

稿での考察を踏まえてこの特徴に軍事の視点を加えるならば、19世紀前半期におけるロテックらの常備軍批判にはまさに国家と市民社会の分離・対立関係がその背景にあり、彼の主張する国民民兵や1848年革命前夜に論壇を賑わした人民武装では、強制と盲目的服従を本質とした国家権力の道具としての軍隊とはまた別の、市民的自律性に基づいた軍事力が念頭に置かれていたのである。

しかしながら他方で、フランス革命戦争とそれに引き続くナポレオン戦争ではじまった19世紀は、それまで国家住民とは無関係なところで行われていた戦争＝官房の戦争 *Kabinettskrieg* が、原則上すべての国民が何らかの形で戦いに関与する戦争＝国民戦争 *Volkskrieg* へと変容する時代の幕開けでもあった。それは、軍隊と市民社会の関係においては、経済活動を軸とする市民社会の自律性とは裏腹に、国民軍隊の編成を目的に、平時・戦時を問わない兵役義務の実施により国家権力が市民社会に干渉する時代のはじまりでもあった。その意味で「長い19世紀」は、軍事の視角から見れば、兵役義務を通じての社会の規律化ないし国民形成のプロセスであったと言うことができよう⁴⁶。

もっとも、このプロセスははじめから明確に認識されていたわけではない。本稿での考察との関連で言えば、市民的世論において、対外的軍事力として有用な国民軍隊の必要性を前提に、国家と市民社会の対立を超えたところで軍事が論じられるようになったのは、その萌芽ははやくから見られたものの、本格的にはようやく1850年代からであった。

本稿では、人民武装をはじめとするいくつかの軍事概念に着目することにより、一方での市民的自律性と、他方で兵役をつうじての規律化という一見相矛盾するふたつのモメントの狭間で、19世紀の市民社会で軍隊の位置づけがどう変化したかを辿ってきた。もとよりその変化は、実際の軍制の変遷や民衆レベルでの兵役義務の浸透の度合いなどと密接に関係しながらも、軌を一にしていたわけではない。フリーフェルトの言う兵役義務をつうじての「内からの国民形成」の実態をより具体的かつ立体的に把握するには、こうした現実面も含めたトータルな枠組みでの考察が必要であろう。

⁴⁶ 軍事の視点から19世紀のドイツ史をどう把握するかは、筆者が長年取り組んでいるテーマである。プロイセンに限定せず他のドイツ諸国も視野に入れた19世紀ドイツにおける兵役義務の意義については、以下を参照せよ。丸島「ドイツ陸軍—ドイツにおける「武装せる国民」の形成」205-229頁。

◇

Volksbewaffnung, Konskription, Wehrpflicht und das Militärwesen Deutschlands im 19. Jahrhundert – Begriffsgeschichtliche Betrachtungen –

Hiroto MARUHATA

In der Zeit von der Napoleonischen Vorherrschaft bis zur Reichsgründung „von oben“ wird in Deutschland das demokratische Prinzip der Volksbewaffnung durch die Wehrpflicht in den Obrigkeitsstaat eingeordnet und ihm dienstbar gemacht. Mein Beitrag behandelt diesen Prozess anhand des Bedeutungswandels bestimmter militärischer Begriffe wie Volksbewaffnung, Konskription, Wehrpflicht und milizartige bewaffnete Organisationen (Bürgerwehren usw.). Es kann gezeigt werden, dass sich die Veränderung militärpolitischer Begriffe besonders zu Anfang der 1830er Jahre, in der 1848er Revolution und in der Zeit der Vereinigungskriege vollzog.